

高額な外来診療を

受ける皆さまへ

これまで、高額療養費制度の仕組みでは、高額な外来診療を受けたとき、一月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただいていたました。

4月1日からは、事前に認定証の申請を行い交付を受けたかたは、医療機関で認定証を提示すると一定上限額を超えても支払う必要がなくなります。

【注意】

▼3月31日以前に「限度額認定証」を交付されたかたは、記載されている期限内まで使用できます。

▼「限度額認定証」を事前に提示されないかたは、従来どおり支給申請を後日行ってください。支払った窓口負担と限度額の差額が、ご加入の健康保険組合から支給されます。

▼保険税を滞納していると「限度額認定証」が交付されない場合があります。

◎問い合わせ先

役場保健衛生課
国民健康保険係

☎(86) 1111

[内線1102、1104]



高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などで
◆70歳未満のかた	加入する健康保険組合などに	「認定証（限度額認定証）」を
◆70歳以上の非課税世帯のかた	「認定証（限度額認定証）」の	窓口へ提示してください
◆70歳以上75歳未満で、非課税世帯などではないかた	必要ありません	「高齢受給者証」を窓口へ提示してください
◆75歳以上で非課税世帯などではないかた	必要ありません	「後期高齢者医療被保険者証」を窓口へ提示してください

4月1日からスタート

後期高齢者医療制度の一部改正

▼平成24・25年度における鹿児島県後期高齢者医療保険料率が決定しました。

平成20年度に創設された「後期高齢者医療保険制度」では、毎年上昇する医療費に財源不足が見込まれるため、2年に1度の保険料の見直しで初めて引き上げられました。

	改正後 (H24～ H25年度)	改正前 (H20～ H23年度)	比較
均等割 (被保険者一人あたりの額)	48,500円	45,900円	+2,600円
所得割 (被保険者の所得に応じて計算)	9.05%	8.63%	+0.42ポイント

▼後期高齢者医療保険料の賦課限度額が改正されました。

「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の一部を改正する政令の公布に伴い、4月1日から賦課限度額が50万円から55万円へと5万円引き上げられます。

改正後	改正前
550,000円	500,000円

◎問い合わせ先

役場保健衛生課
国民健康保険係

☎(86) 1111 [内線1102、1104]

鹿児島県後期高齢者医療広域連合事務局
総務課

☎099(206)1397